

議事日程(第4号)

平成28年3月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第9号 平成28年度対馬市一般会計予算
- 日程第2 議案第1号 平成27年度対馬市一般会計補正予算(第6号)
歳入は、所管に係る歳入
歳出は、1款・議会費、2款・総務費(2項徴税费、3項
戸籍住民基本台帳費を除く。)9款・消防費、
10款・教育費、12款・公債費、13款・諸支
出金
- 議案第15号 平成28年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 議案第38号 対馬市過疎地域自立促進計画について
- 日程第3 議案第1号 平成27年度対馬市一般会計補正予算(第6号)
歳入は、所管に係る歳入
歳出は、2款・総務費のうち市民生活部に係る歳出、3款
・民生費、4款・衛生費
- 議案第10号 平成28年度対馬市診療所特別会計予算
- 議案第11号 平成28年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 議案第12号 平成28年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第13号 平成28年度対馬市介護保険特別会計予算
- 議案第14号 平成28年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算
- 議案第32号 対馬市診療所条例の一部を改正する条例
- 議案第39号 負担付き贈与にかかる財産の受け入れについて
- 日程第4 議案第1号 平成27年度対馬市一般会計補正予算(第6号)
歳入は、所管に係る歳入
歳出は、6款・農林水産業費、7款・商工費、8款・土木
費、11款・災害復旧費
- 議案第16号 平成28年度対馬市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第17号 平成28年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算

- 議案第18号 平成28年度対馬市水道事業会計予算
- 議案第35号 対馬市消費生活相談所の組織及び運営等に関する条例
- 議案第36号 対馬市猪鹿処理施設の設置及び管理に関する条例
- 日程第5 陳情第4号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び
国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求
める意見書採択を求める陳情書
- 日程第6 議案第43号 平成27年度対馬市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第7 議案第44号 工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第45号 財産取得契約の締結について
- 日程第9 対馬市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 日程第10 発委第1号 対馬市議会議員定数条例及び対馬市議会委員会条例の一部
を改正する条例について
- 日程第11 発議第1号 議会基本条例調査研究特別委員会の設置に関する決議
- 日程第12 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第13 委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 発議第2号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書
- 追加日程第2 発議第3号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を
求める意見書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第9号 平成28年度対馬市一般会計予算
- 日程第2 議案第1号 平成27年度対馬市一般会計補正予算（第6号）
歳入は、所管に係る歳入
歳出は、1款・議会費、2款・総務費（2項微税費、3項
戸籍住民基本台帳費を除く。）9款・消防費、
10款・教育費、12款・公債費、13款・諸支
出金
- 議案第15号 平成28年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 議案第38号 対馬市過疎地域自立促進計画について
- 日程第3 議案第1号 平成27年度対馬市一般会計補正予算（第6号）
歳入は、所管に係る歳入
歳出は、2款・総務費のうち市民生活部に係る歳出、3款

・民生費、4款・衛生費

- 議案第10号 平成28年度対馬市診療所特別会計予算
- 議案第11号 平成28年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 議案第12号 平成28年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第13号 平成28年度対馬市介護保険特別会計予算
- 議案第14号 平成28年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算
- 議案第32号 対馬市診療所条例の一部を改正する条例
- 議案第39号 負担付き贈与にかかる財産の受け入れについて
- 日程第4 議案第1号 平成27年度対馬市一般会計補正予算(第6号)
歳入は、所管に係る歳入
歳出は、6款・農林水産業費、7款・商工費、8款・土木
費、11款・災害復旧費
- 議案第16号 平成28年度対馬市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第17号 平成28年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 議案第18号 平成28年度対馬市水道事業会計予算
- 議案第35号 対馬市消費生活相談所の組織及び運営等に関する条例
- 議案第36号 対馬市猪鹿処理施設の設置及び管理に関する条例
- 日程第5 陳情第4号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び
国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求
める意見書採択を求める陳情書
- 日程第6 議案第43号 平成27年度対馬市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第7 議案第44号 工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第45号 財産取得契約の締結について
- 日程第9 対馬市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 日程第10 発委第1号 対馬市議会議員定数条例及び対馬市議会委員会条例の一部
を改正する条例について
- 日程第11 発議第1号 議会基本条例調査研究特別委員会の設置に関する決議
- 日程第12 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第13 委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 発議第2号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書
- 追加日程第2 発議第3号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を
求める意見書

出席議員（20名）

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 渕上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	12番 齋藤 久光君
14番 初村 久藏君	15番 大浦 孝司君
16番 小川 廣康君	17番 大部 初幸君
18番 兵頭 栄君	19番 作元 義文君
20番 山本 輝昭君	21番 堀江 政武君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	糸瀬 美也君
課長補佐	國分 幸和君	主任	洲河 直樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
教育長	梅野 正博君
しまづくり戦略本部長	平山 秀樹君
総務部長	桐谷 雅宣君
総務課長	有江 正光君
総合政策部長	平間 壽郎君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉部長	仁位 孝良君
保健部長	福井 順一君
農林水産部長	阿比留勝也君

建設部長	西村 圭司君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	豊田 充君
中対馬振興部長	多田 満國君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野 清利君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	松尾 龍典君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（堀江 政武君） おはようございます。報告します。美津島行政サービスセンター所長、根メ英夫君より欠席の申し出がっております。

これから、議事日程第4号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第9号

○議長（堀江 政武君） 日程第1、議案第9号、平成28年度対馬市一般会計予算を議題とします。本件は、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員会の審査報告を求めます。委員長、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 対馬市議会議長堀江政武様。予算審査特別委員会委員長小島徳重。予算審査特別委員会の審査報告を行います。平成28年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました議案第9号、平成28年度対馬市一般会計予算についての審査結果を同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

当委員会は、平成28年3月7日から10日までの4日間にわたり、対馬市議場において、市長部局より担当部長等関係職員の出席を求め、細部にわたり説明を受け審査を行いました。

また、当委員会は最終日、市長の出席を求め総括質疑を行い、対馬市の方向性について議論が交わされました。以下、審査の概要について報告します。

平成28年度の一般会計歳入歳出予算は、この3月末が市長の改選期に当たることから、重要な政策的予算を除いた骨格予算ということで、総額で286億4,500万円、前年度比、約6.6%の減、金額にして20億2,800万円の減額となっております。

審査の過程でさまざまな意見がありましたが、その主なものとして、一つ、新規事業である島っこ留学推進事業については、子ども、里親、学校等への負担を軽減するため、受け入れ体制の連携強化を図ること。

一つ、教職員住宅の空き家の有効活用を図ること。

一つ、創業等支援事業については、創業支援アドバイザーを活用しつつ、綿密に連携をとりながら、創業後のフォローアップ体制を整えること。

一つ、神話の里自然公園施設の利用促進を図ること。

一つ、中対馬振興部の新商品開発事業については、サンプル等できているのであれば、もっと目に見える形で広く周知してほしい。また、豊玉町振興公社は委託料に頼らない体制づくりを進めること。

一つ、漂着ごみの収集方法に関するマニュアルの作成を検討すること。

一つ、比田勝港国際ターミナルの待合所、浄化槽については、利用客の急増等による対応を図ること。

一つ、高層ホテル建設後において、万一の火災時においても対応できるはしご車の導入を検討すること。

一つ、消防職員の採用については、職員不足を来さないよう計画的な採用に努めること。

一つ、下地区のし尿処理場の維持管理については、今後のし尿の量及び処理能力を積算の上、しっかりとした対策をとること。

一つ、対象が小学生、中学生にまで拡大された子ども医療費助成事業については、制度の周知徹底を図ること等の意見がありました。

なお、審査終了後、委員から本議案に対する修正案が提出されました。修正案は、農林水産部の対馬猪鹿活用促進事業のイノシシ、鹿の食肉処理業務について、民間サイドでの事業実施の動きがある中で、市の施設において指定管理によって同様の事業展開を図ることは民業圧迫につながるということから、添付のとおり歳入歳出予算の総額から、対馬市加志猪鹿処理施設に係る指定管理委託料、329万9,000円を減額しようとするものであります。

以上、本委員会に付託されました議案第9号、平成28年度対馬市一般会計予算について、まず、修正案を採決の結果、修正案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、修正議決した部分を除く原案については、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。市長部局におかれましては、本委員会での指摘事項、意見、要望等を十分考慮され、市民の福祉向上のため、速やかに予算執行に当たられますよう強く要望いたします。

以上で、予算審査特別委員会の審査報告といたします。なお、審査の過程において一部部局において、提出資料の修正等が多々見受けられましたので、各部局におかれましては資料提出の際、

細心の注意を払われますよう申し添えます。

○議長（堀江 政武君） 報告が終わりました。これから報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これから討論を行います。

まず、原案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、原案及び修正案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、修正案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は、修正であります。まず、予算審査特別委員会の修正案について採決します。修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立多数です。修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決をした部分を除く原案について採決します。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。予算審査特別委員会は本日をもって終結したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。予算審査特別委員会は本日をもって終結することに決定しました。

日程第2. 議案第1号・議案第15号・議案第38号

日程第3. 議案第1号・議案第10号～議案第14号・議案第32号・議案第39号

日程第4. 議案第1号・議案第16号～議案第18号・議案第35号・議案第36号

○議長（堀江 政武君） 日程第2、議案第1号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第6号）から日程第4、議案第39号、負担付き贈与に係る財産の受け入れについてまでの15件

を一括議題とします。

議案第1号は、各常任委員会に分割付託、議案第15号及び議案第38号の2件は、総務文教常任委員会、議案第10号から議案第14号及び議案第32号並びに議案第39号の7件は、厚生常任委員会、議案第16号から議案第18号及び議案第35号並びに議案第36号の5件は、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、各常任委員会の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） それでは、総務文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

平成28年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました議案第1号、議案第15号及び議案第38号について、その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により報告いたします。

当委員会は3月11日、豊玉庁舎3階第1会議室において、担当部長及び担当課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第1号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会に係る歳入は、10款地方交付税で普通交付税の追加、14款国庫支出金で学校施設環境改善交付金の減、18款繰入金で財政調整基金繰入金と合併振興基金繰入金の減、20款諸収入で退職手当旧負担金制度差額調整金の追加が主な補正であります。

歳出については、2款総務費、1項、3目財政管理費において、特別養護老人ホーム浅茅の丘の民間移譲による土地建物売り払い収入を一旦財政調整基金に積み立て、国庫補助金、起債等の償還に備えておくための財政調整基金積立金の追加や、10款教育費における校舎耐震化工事と屋内体育施設耐震化工事の工法の変更並びに入札執行による不用額の減をはじめ、各種事業費等の確定による減額が主な補正であります。

議案第15号、平成28年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,411万9,000円と定めようとするものであります。前年度より、1,940万3,000円の増となっておりますが、これは渡海船浮棧橋の撤去・設置工事に伴う事業費の増額によるものであります。

また、事業収入については、新船建造により、新病院への通院に合わせて、平成28年度は、観光客の誘致にも努力をし、貸し切りによる収入の増額を若干見込んでおります。

議案第38号、対馬市過疎地域自立促進計画については、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、平成28年度から平成32年度までの5カ年の対馬市過疎地域自立促進計画を策定しようとするものであります。

本目的は、過疎対策事業債をもって財源とするため、9つの分野における計画を定めております。他の事業債との調整も含め対応可能となるため、網羅的に計画を掲げております。過疎対策

事業債をはじめ、辺地対策事業債、合併特例事業債、簡易水道事業債、公共事業等債等での調整で年次的に充当を行っております。

この5カ年の計画では、産業の振興など9つの分野に区分され、事業数587件、事業費387億2,946万6,000円、うちソフト事業252件、54億9,077万8,000円が計画されております。

以上、議案第1号、議案第15号及び議案第38号の3議案につきましては、採決の結果いずれも賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 次に、厚生常任委員長、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） 厚生常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第110条の規定により報告をいたします。

議案第1号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第6号）、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は2款総務費、3款民生費、4款衛生費。

議案第10号、平成28年度対馬市診療所特別会計予算。

議案第11号、平成28年度対馬市国民健康保険特別会計予算。

議案第12号、平成28年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算。

議案第13号、平成28年度対馬市介護保険特別会計予算。

議案第14号、平成28年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算。

議案第32号、対馬市診療所条例の一部を改正する条例。

議案第39号、負担付き贈与にかかる財産の受け入れについての8件であります。

それでは、審査の経過を説明いたします。

平成28年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は議案第1号、議案第10号から議案第14号まで、議案第32号及び議案第39号の8議案であります。市長部局より各担当部課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。その審査の経過の概要と結果を同規則第110条の規定により報告をいたします。

まず、議案第1号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第6号）のうち、歳入は14款国庫支出金で個人番号カード交付事業補助金の追加、対馬クリーンセンター長寿命化計画策定委託料の事業費の減に伴う循環型社会形成推進交付金の減、15款県支出金で放課後児童健全育成事業補助金の追加、16款財産収入で特別養護老人ホーム浅茅の丘の民間譲渡による土地建物売払収入の追加が主なものであります。

歳出は、2款3項1目戸籍住民基本台帳費において、通知カード、個人番号カード事務負担金

の追加、3款、民生費において、老朽化している佐須へき地保育所改修工事設計委託料の追加、放課後児童健全育成事業委託料の追加、基準額変更に伴う私立保育所の施設型給付費及び委託費負担金の追加、4款衛生費において、中対馬病院解体に伴う繰上償還分の元金を計上していましたが、平成27年度より統合計画による解体においては起債を起こすことができる旨の法改正があったことによる、病院企業団負担金の減額が主なものであります。

保健衛生費委託料の減額が大きいが、啓発活動はどのように行っているかとの質問に対して、予防接種対象者のほとんどが乳幼児であり、出生数の減少が大きな予算減額の要因である。また、啓発については、保健師が対象乳幼児の家庭訪問で予防接種計画表を配付しているとの回答でありました。

次に、議案第10号、平成28年度対馬市診療所特別会計予算では、歳入歳出予算総額は、前年度当初比、1億954万5,000円の増額となっておりますが、これは、いつはら病院跡に整備している診療所の6月からの診療開始に係る運営費等を計上したためであります。歳出について1款1項1目一般管理費19節負担金補助及び交付金は、峰齒科診療所開院による運営費補助金を増額計上しております。2款1項1目医業用機械器具費、18節備品購入費は、豊玉診療所の能動型自動間欠索引装置の購入費等の計上であります。

次に、議案第11号、平成28年度対馬市国民健康保険特別会計予算では、糖尿病性腎症重症化予防事業について、質疑がありました。この事業は、平成26年度から開始しているもので、平成27年度は現在実施中ですが、平成26年度は、12名の対象者に対し、3名の重症化予防が見られたとの報告があり、平成28年度も引き続き推進していくものであります。

人間ドックの補助金については、目的として、国保被保険者へ助成をすることで、特定健診の情報提供をいただき、受診数に加算しようとするものであります。補助は1人につき上限2万円で、ドック費用の支払いをした後、申請をして助成金が口座振込になります。平成27年度2月現在では、53人の利用がっております。

退職被保険者等療養給付費についても質疑があり、平成26年度に制度改正が行われ、平成27年4月からは、退職者医療制度への新規加入はなくなり、現在退職者医療制度に加入されている方が65歳に到達されるまで経過措置が講じられるという説明を受けました。

次に、議案第12号、平成28年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算については、保険料は2年毎に見直されることになっており、平成28年度が見直しの年度となっておりますが、診療報酬のマイナス改定や剰余金の活用で、保険料を据え置くことが、2月開催の後期高齢者医療広域連合議会で可決されたとの報告がありました。

議案第13号、平成28年度対馬市介護保険特別会計予算の主なものは、歳入3款1項1目介護給付費負担金、2項1目調整交付金、4款1項1目介護給付費交付金、7款1項1目1節その

他一般会計繰入金は、それぞれ増額です。その主な要因は、介護認定を受けておられる方の居宅での暮らしを支える住宅改修費の申請件数が増加傾向にあることでもあります。

歳出、2款保険給付費に要する経費は、全体で約1億3,500万円の増額であります。主な要因としては、平成27年4月から多床室の基準費用が変わり、低所得者に対して食費と居住費が軽減されるため、低所得者の施設利用が困難とならないよう申請により、食費と居住費の一定額以上は介護保険から給付されるためであります。また、居宅での暮らしを支える住宅改修費支給、介護予防住宅改修費支給が増加していることも要因となっております。8款1項1目介護予防等事業費、2項1目包括的支援等事業費に係る経費を介護保険地域支援事業特別会計へ繰り出すもので、第6期介護保険事業計画に基づき、保険給付見込額の2.8%と定め、繰出金を計上するものであります。

次に、議案第14号、平成28年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算では、2つの助成金内容について質疑がありました。介護予防自主活動団体助成金については、平成28年度から自主的な介護予防活動を展開する団体に対し、施設使用料等を運営費として支給するもので、成年後見人等の報酬に係る助成金については、国の法改正に伴い市も助成できるようになったというものであります。委員から、制度についての情報等の必要性が高まってくると思うので、対馬市でもぜひ、充実させていただきたいとの意見がありました。

次に、議案第32号、対馬市診療所条例の一部を改正する条例については、現在、旧対馬いづはら病院跡利用として、対馬市直営の診療所開設を進めておりますが、医療機関としての開設手続等に必要のため、いづはら診療所を追加するものであります。また、改修工事に日数を要するので、条例改正の方法として、附則において期限を設け、規則にその開設日を委ねるものであります。

次に、議案第39号、負担付き贈与にかかる財産の受け入れについては、旧対馬いづはら病院の跡利用につきまして、無床診療所と介護施設を開設するために、同病院の土地、建物を対馬市が譲り受けることについて、長崎県及び長崎県病院企業団と協議が整い、長崎県病院企業団議会でも跡利用の土地、建物等を対馬市に無償譲渡する議案が承認されましたので、譲渡物件に係る平成28年3月31日現在における起債残額3億594万1,952円を引き継ぎ、無償譲渡を受けようとするものであります。この建物の平成26年度末現在の残存価格は21億8,000万円で、これは市の財産になります。

以上、本委員会に付託されました議案第1号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第6号）等、8議案について慎重に審査し採決した結果、賛成多数により、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（堀江 政武君） 産業建設常任委員長、春田新一君。

○議員（1番 春田 新一君） それでは、産業建設常任委員会の審査の結果を御報告いたします。

平成28年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第35号及び議案第36号の6議案であります。

その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

まず、議案第1号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第6号）の本委員会に係る歳入では、14款国庫支出金において、産地水産業強化支援事業補助金や社会資本整備総合交付金の減額、15款県支出金において、ながさき森林環境税補助金外16事業補助金の減額、21款市債において、対馬椎茸やる倍ナバダス計画事業債の追加、漁協施設整備事業債外16事業債の減額などが主な補正であります。

続きまして、歳出については、6款農林水産業費では、チップの出荷量が大幅に増加したことによる木材加工品輸送コスト助成事業補助金の追加、ながさき森林環境税活用事業補助金の減額、西海漁協施設整備に係る産地水産業強化支援事業補助金の減額、千尋藻漁港外4漁港の整備事業とストックマネジメント事業の組み替え及び工種の変更に伴う工事請負費の減額などが主な補正であります。

次に、7款商工費では、対馬観光リニューアル事業による観光案内板等整備工事に係る社会資本整備総合交付金の事業費承認額の確定による減額が主な補正であります。

8款土木費では、赤島線等市道改良事業の委託料などを工事請負費へ組み替えるものや、急傾斜地崩壊対策事業費の減額、比田勝港国際ターミナル建設工事に伴う精算と県営港湾事業費の減額、また、横町線改良事業に係る厳原都市再生整備事業の精算に伴う減額などが主な補正であります。

続きまして、議案第16号、平成28年度対馬市簡易水道事業特別会計予算について、歳入歳出予算総額は、それぞれ10億4,617万円で、前年度当初予算より1億2,822万8,000円の増額となっております。

歳入の主なものは、建設改良事業費に係る国庫補助金、一般会計繰入金、簡易水道事業債の増であり、平成28年度は新規事業として雞知簡易水道基幹改良事業及び継続事業として琴統合簡易水道整備事業の2件の国庫補助事業が予定されております。

続きまして、歳出については、1款簡易水道費で、水質検査料、検針・徴収委託料、水道施設の光熱水費及び修繕料、雞知簡易水道基幹改良事業費及び琴統合簡易水道整備事業費など、2款公債費で、長期債償還元金及び利子が主なものであります。

次に、議案第17号、平成28年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算について、まず、歳

入の主なものは、阿連地区下水道使用料、一般会計繰入金などです。

歳出については、1款下水道事業費で、下水道料金徴収業務委託料、施設保守点検業務委託料など、2款公債費で、下水道事業債償還元金及び利子が主な予算です。

続きまして、議案第18号、平成28年度対馬市水道事業会計予算について、水道事業収益の主なものは、給水収益（水道使用料）及び長期前受金戻入などです。水道事業費用については、水道施設の維持管理に要する経費及び企業債償還元金利子などが主なものです。

また、資本的収入の主なものは、佐須簡易水道基幹改良事業債、国庫補助金、一般会計負担金などです。

資本的支出につきましては、営業設備費で各種ポンプなどの機械及び装置費、工具器具及び備品購入費、施設整備費で上水道及び簡易水道施設の整備工事費及び配水管布設替え工事費、簡易水道整備工事費で佐須簡易水道基幹改良事業に係る工事請負費及び事務費、また、企業債償還元金などが主なものです。

続きまして、議案第35号、対馬市消費生活相談所の組織及び運営等に関する条例について、消費者安全法の改正により、消費生活センターの組織及び運営に関する事項、事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項等を定めることとなったため、消費者庁からのモデル条例案に基づき作成をし、本条例を制定しようとするものです。

続きまして、議案第36号、対馬市猪鹿処理施設の設置及び管理に関する条例については、本市において捕獲された猪鹿の9割が埋設処理されている状況を鑑み、肉の利活用を図るため、本施設が解体及び加工処理の役割を担い、商品として島内外の人々に還元することにより、新たな産業創出の拠点として、また新たな本市の資源となるよう取り組むため、本条例を制定しようとするものです。

以上、本委員会に付託されました議案第1号、議案第16号、議案第17号、議案第18号及び議案第35号の5議案につきましては、慎重に審査をし、採決の結果、いずれも賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第36号につきましては、解体を代行するには施設が小さ過ぎるのではないかと、新たに起業する方々との調整が不十分であり、民業圧迫になるのではないかと、条例に定める獣肉の精肉加工に係る手数料の根拠が不明瞭である、などの意見がありました。

以上のような意見をもとに、慎重に審査し、採決の結果、賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 各常任委員会の審査報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

まず、総務文教常任委員会報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。

次に、厚生常任委員会報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。

次に、産業建設常任委員会報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、15件について討論、採決を行います。

まず、議案第1号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第6号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する各常任委員会の審査報告は、いずれも可決であります。

議案第1号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第6号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立多数です。

本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号から議案第18号までの9件は、平成28年度の特別会計予算であります。

まず、議案第10号から議案第14号までの5件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

5件に対する委員長の審査報告は、いずれも可決であります。

お諮りします。

議案第10号、平成28年度対馬市診療所特別会計予算、議案第11号、平成28年度対馬市国民健康保険特別会計予算、議案第12号、平成28年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算、議案第13号、平成28年度対馬市介護保険特別会計予算、議案第14号、平成28年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算の5件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

5件は、報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、平成28年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は可決であります。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号から議案第18号までの3件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、これから採決します。

議案第16号、平成28年度対馬市簡易水道事業特別会計予算、議案第17号、平成28年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算、議案第18号、平成28年度対馬市水道事業会計予算の3件に対する委員長の審査報告は、いずれも可決であります。

お諮りします。3件は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

3件は、報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は11時からとします。

午前10時44分休憩

午前10時59分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

次に、議案第32号、対馬市診療所条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、対馬市消費生活相談所の組織及び運営等に関する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、対馬市猪鹿処理施設の設置及び管理に関する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は否決であります。

したがって、原案について採決します。議案第36号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。原案です。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立少数です。本件は否決されました。

次に、議案第38号、対馬市過疎地域自立促進計画について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、負担付き贈与にかかる財産の受け入れについて討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は報告のとおり可決されました。

日程第5. 陳情第4号

○議長（堀江 政武君） 日程第5、陳情第4号、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める陳情書を議題とします。

本件は、厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の審査報告を求めます。厚生常任委員長、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） 厚生常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第110条の規定により報告をいたします。

陳情第4号、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める陳情書であります。

それでは、審査の経過を説明をいたします。

平成28年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました陳情第4号、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める陳情書について、その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により報告をいたします。

当委員会は、本案について、市長部局より賛同する旨の報告を受け、それを踏まえて慎重に審査をいたしました。少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の出産年齢人口の減少にもつながり、子どもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となっており、本県をはじめとする全ての都道府県及び市町村において、乳幼児・児童医療費助成制度が実施されています。

一方で、市町村によって、制度内容について差異があります。償還払い方式と現物給付方式があり、対馬市では現物給付方式をとっておりますが、市町村が現物給付方式で助成すると、国は国民健康保険療養費等国庫負担金の減額を行っています。

この措置は、各自治体の施策充実の足を引っ張るとともに、財政運営上の大きな支障となっています。これはまた、政府が推進する少子化対策にも矛盾する措置であります。対馬市においても、人口減少の一途をたどる中、少子高齢化対策は喫緊の課題であります。

このような地方団体の施策を一層充実させ、子どもを安心して産み、育てることのできる社会の実現を目指すには、地方制度の安定化が必要であり、そのためには国による支援が不可欠であ

ることから、陳情の趣旨は十分に理解できるものと判断し、採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決定をいたしました。

以上、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第6. 議案第43号

○議長（堀江 政武君） 日程第6、議案第43号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま議題となりました議案第43号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第7号）につきまして、提案理由とその内容を御説明いたします。

今回の補正は、一億総活躍社会の実現に向けて、緊急に実施すべき対策といたしまして、去る1月20日に成立いたしました国の平成27年度補正予算（第1号）に伴う事業の計上でございます。

これらの事業につきましては、本日、国の内示が示されるという状況でございまして、議案提出が本日になったところでございます。御理解いただきますようお願いいたします。また、今回の補正は、その全額を翌年度に繰り越して執行することとなりますので、あわせて御了承くださいますようお願いいたします。

それでは、予算書の1ページのほうをお願いいたします。

平成27年度対馬市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億2,640万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ318億8,331万9,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの第1表、歳入歳出予算補正によるとするものでございます。

第2条、繰越明許費の補正は、繰越明許費の追加を4ページ、5ページにかけての第2表、繰越明許費補正によるものとし、今回、6事業、3億2,640万円を追加するものでございます。

第3条、地方債の補正につきましては、地方債の追加及び変更を、同じく4ページ、5ページにあります第3表、地方債補正によることを定め、補正後の限度額を31億8,400万円といたしております。

次に、歳入歳出補正予算の内容でございますが、まず歳入のほうでございますけれども、予算書8ページでございます。

今回の補正につきましては、国の平成27年度補正予算（第1号）に係る事業費の補正でございまして、14款国庫支出金をはじめ、15款県支出金及び21款市債などの特定財源を主とした財源、手だてで補正を行っております。

続きまして、歳出でございますけれども、なお歳出につきましては、別紙参考資料をお配りをいたしておりますので、あわせてご覧いただきますようお願いいたします。

予算書のほうは10ページでございます。

2款総務費でございますが、資料につきましては1ページの上段でございますけれども、サイバー攻撃が急速に複雑、巧妙化している中、情報セキュリティ強化対策を図るため、ネットワークの分離対策、システム管理対策に係る二要素認証の導入などの委託料といたしまして、3,678万4,000円計上いたしております。

3款民生費1項社会福祉費でございますが、資料は1ページの中段でございます。

年金生活者等支援臨時福祉給付金事業といたしまして給付金1億8,300万円、その他事務費を合わせまして1億9,107万3,000円を、2項児童福祉費でございますが、資料は1ページの下段でございます。

保育所等の利用者負担軽減措置に係るシステム改修費といたしまして、221万4,000円を計上いたしております。

6款農林水産業費3項水産業費でございますが、資料は2ページの上段でございます。漁業後継者対策として実施をいたします「ながさき」の浜のひとづくり・しごとづくりプロジェクト事業といたしまして、指導料、用船料、補助金など、3,692万9,000円計上いたしております。

この事業につきましては、平成28年度の対馬市の当初予算に21世紀の漁業の担い手確保推進事業といたしまして、県単独補助事業で予算措置をいたしておりますけれども、今回、長崎県と対馬市を含む県内4市——対馬市のほかは島原市、五島市、西海市でございますけれども——

県内4市で地方創生加速化交付金の広域連携事業として、組み替えをしようとするものでございます。

また、内示の結果次第でございますけれども、平成28年度当初予算に予算化をいたしております、21世紀の漁業の担い手確保推進事業につきましては、今後、補正におきまして減額をする予定といたしております。

7款商工費でございますが、資料は2ページの中段でございます。

福岡市及び九州離島広域連携事業の負担金といたしまして、4,400万円の計上でございます。この事業は、福岡市とダイレクトにアクセスを持つ九州離島の3市2町——対馬市を含めまして壱岐市、五島市、新上五島町、それから鹿児島島の屋久島町でございます——が連携し、国内外においての情報発信、観光資源のブラッシュアップなどにより、福岡から九州の島への流れをつくり、国内外の旅行者の流入による交流人口の拡大を図り、各地域の活性化につなげようとするものでございます。この事業につきましても、地方創生加速化交付金の広域連携事業として実施を行うものでございます。

8款土木費でございますが、資料は2ページの下段でございます。

県営事業として実施されます急傾斜地崩壊対策事業に係る負担金といたしまして、1,540万円計上いたしております。

以上、簡単でございますけれども提案理由とさせていただきます。

よろしく御審査の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第44号

日程第8. 議案第45号

○議長（堀江 政武君） 日程第7、議案第44号、工事請負契約の締結について及び日程第8、財産取得契約の締結についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。上対馬振興部長、園田俊盛君。

○上対馬振興部長（園田 俊盛君） ただいま議題となりました議案第44号、工事請負契約の締結について提案理由の説明をいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

本議案は、市道西津屋線道路改良工事（西津屋トンネル）に係る工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札の結果につきましては、去る3月1日に特定建設工事共同企業体11者による一般競争入札を実施した結果、なかはら・中原建設特定建設工事共同企業体、代表構成員、株式会社なかはら対馬営業所所長小川健二氏、構成員、株式会社中原建設代表取締役中原康博氏が、5億940万5,577円で落札されましたので、これに消費税相当額を加算した5億5,015万8,023円で、去る3月4日に、同共同企業体を相手方とした工事請負契約を締結いたしております。

ここに、本契約を締結いたしたく議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要につきましては、添付いたしております参考資料をご覧ください。

工事内容は、工事延長116メートル、幅員5.5メートルのトンネル工事一式でございます。

なお、工期につきましては、継続費の設定により平成29年4月末日といたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

御審議の上、決定いただきますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 保健部長、福井順一君。

○保健部長（福井 順一君） ただいま一括議題となりました議案第45号、財産取得契約の締結につきましては、保健部所管でございますので、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

追加配付の議案集7ページ、8ページをお願いいたします。

本案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本契約は、旧対馬いづはら病院跡を一部改修し、平成28年6月の開院を目指して取り組んで

おります、仮称いづはら診療所の備品購入のうち、画像部門にかかわる入札で、超音波診断装置、X線撮影装置及び画像システムの一部を購入しようとするものでございます。

入札につきましては、去る3月1日、5者を指名し、競争入札と執行いたしました結果、有限会社山本商事代表取締役山本博己氏が1,350万円で落札いたしましたので、消費税相当額を加算した1,458万円で、3月3日に、同氏を相手方として、財産取得のための仮契約を締結しております。

ここに、本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

これら医療機器の導入により、市民の皆様が安心して暮らせる医療の提供、充実を図っていかうとするものでございます。

これで、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております2件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

2件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから2件について、各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第44号、工事請負契約の締結について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号、財産取得契約の締結について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

日程第9. 対馬市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（堀江 政武君） 日程第9、対馬市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

次に、指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

議事運営の都合により、暫時休憩します。

推薦名簿を配付しますので、そのままお待ちください。

午前11時25分休憩

午前11時26分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

選挙管理委員にただいま配付しました名簿のとおり、庄司智博君、日高光博君、永留堯吉君、神宮吉幸君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました庄司智博君、日高光博君、永留堯吉君、神宮吉幸君、以上の方が当選をされました。

次に、選挙管理委員補充員には、第1位順位黒岩日出夫君、第2位順位野村寿治君、第3位順位阿比留亀君、第4位順位阿比留芳朗君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1位順位黒岩日出夫君、第2位順位野村寿治君、第3位順位阿比留亀君、第4位順位阿比留芳朗君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第10. 発委第1号

○議長（堀江 政武君） 日程第10、発委第1号、対馬市議会議員定数条例及び対馬市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件は議会改革特別委員会の提出議案でありますので、委員長の趣旨説明を求めます。委員長、山本輝昭君。

○議員（20番 山本 輝昭君） ただいま議題となりました発委第1号、対馬市議会議員定数条例及び対馬市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

対馬市議会の議員定数につきましては、平成27年3月定例会において、議員定数の調査研究を目的として、議会改革特別委員会が設置され、調査研究を進めてまいりました。この間、2回にわたる参考人からの意見聴取及び対馬市広報紙やホームページを利用したパブリックコメントの募集を行った結果、聴取した参考人の意見や市民から提出された意見は、議員定数を削減することが望ましいとの意見が多数を占めており、これらの意見等を参考として、昨年11月24日の委員会において、全会一致で議員定数を19人に削減することに決定し、12月定例会に報告しておりました。

対馬市議会議員定数条例につきましては、この決定に基づき、議員定数を21人から19人に削減する改正を行うものです。また、対馬市議会委員会条例につきましては、この条例に常任委員会の委員の定数が定められており、議員定数の削減により、この定数を変更する必要があることから改正を行うもので、条例案はこの2つの関連する条例を1つの条例として改正する形式をとっております。

なお、委員会条例第21条の改正につきましては、平成26年第186回通常国会において、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者である新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律と併せ、地方自治法第121条、長及び委員長等の出席義務が改正され、標準市町村議会委員会条例が改正されたため、第21条中、「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に、「法令又は条例」を「法律」に改めるものです。

それでは、発委案を読み上げます。

発委第1号、平成28年3月18日、対馬市議会議長、堀江政武様。議会改革特別委員会委員長、山本輝昭。

対馬市議会議員定数条例及び対馬市議会委員会条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により、提出します。

対馬市議会議員定数条例及び対馬市議会委員会条例の一部を改正する条例。

第1条、対馬市議会議員定数条例（平成19年対馬市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条、対馬市議会委員会条例（平成16年対馬市条例第237号）の一部を次のように改正する。

改正部分につきましては、配付の新旧対照表を御参照ください。なお、この条例は公布の日から施行することとしておりますが、議会議員の定数を削減する規定は、この条例の公布以後に告示される一般選挙から適用し、常任委員会委員の定数を変更する改正は、次の一般選挙により選挙された議員の任期の日から施行することとしております。

以上、提案理由の御説明を申し上げました。御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。本件は委員会への付託を省略し、これから討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。発委第1号、対馬市議会議員定数条例及び対馬市議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま議員定数条例が可決されましたが、これに関連し、本定例会初日の議会改革特別委員長の報告にありましてとおり、議会改革特別委員会は本日をもって終結したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

議会改革特別委員会は本日をもって終結することに決定しました。

日程第11. 発議第1号

○議長（堀江 政武君） 日程第11、発議第1号、議会基本条例調査研究特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） ただいま議題となりました発議第1号、議会基本条例調査研究特別委員会の設置に関する決議について、提案理由を御説明申し上げます。

発議第1号、平成28年3月18日、対馬市議会議長、堀江政武様。提出者、対馬市議会議員上野洋次郎。賛成者、同、黒田昭雄、同、船越洋一、同、春田新一。

議会基本条例調査研究特別委員会の設置に関する決議について、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により、提出します。

提案理由を朗読して説明にかえさせていただきます。

提案理由。

地域主権改革の時代を迎え、地方創生の牽引役を市議会が果たせるよう、また二元代表の一翼を担い、市民の負託に応え議会改革を展開するためにも、市議会と議員の果たすべき役割を明文化し、議会活性化の取り組みに実効性と継続性を持たせ、市議会の質的充実を図ることが求められており、その要求に応えるためにも、具体的な措置を講じる必要があります。

このような状況の中で、市議会といたしましても、去る3月10日に開催されました議員全員協議会において、議会基本条例の制定に関する調査、研究を行うことを目的とした特別委員会を設置すべきとの申し合わせがなされたところであります。

よって、本定例会に議員発議として、議会基本条例調査研究特別委員会の設置を提案するものであります。

議会基本条例調査研究特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり議会基本条例調査研究特別委員会を設置するものとする。

- 1、名称、議会基本条例調査研究特別委員会。
- 2、設置の根拠、地方自治法第109条及び対馬市議会委員会条例第6条。
- 3、目的、議会基本条例の制定に関する調査、研究。
- 4、委員の定数、8人。
- 5、期限、調査が終了するまで閉会中も調査を行うことができる。

以上のとおりであります。御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議事運営の都合により、暫時休憩します。

委員名簿を配付しますので、そのままお待ちください。

午前11時41分休憩

午前11時43分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

ただいま設置されました、議会基本条例調査研究特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により配付しております名簿のとおり指名いたします。

これより正副委員長互選のため、議会基本条例調査研究特別委員会を招集します。

暫時、休憩します。

午前11時44分休憩

午前11時50分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。議会基本条例調査研究特別委員会の委員長に上野洋次郎君、副委員長に春田新一君が決定しましたので報告します。

日程第12. 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（堀江 政武君） 日程第12、常任委員会の閉会中の継続調査を議題とします。配付のとおり、3常任委員会より閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。本件は、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第13. 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（堀江 政武君） 日程第13、委員会の閉会中の継続審査を議題とします。

発議第4号、対馬市伝統的町並み保存条例については、産業建設常任委員長から閉会中の継続審査の申出書が提出されております。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議事運営の都合により、暫時休憩します。追加議案を配付しますので、そのままお待ちください。

午前11時52分休憩

午前11時53分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

お諮りします。ただいま配付しておりますとおり、発議第2号、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び発議第3号、国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書が提出されました。2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思っております。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。発議第2号及び発議第3号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 発議第2号

追加日程第2. 発議第3号

○議長（堀江 政武君） 追加日程第1、発議第2号、国による子ども医療費無料制度の創設を求

める意見書及び発議第3号、国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書の2件を一括議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） ただいま議題となりました発議第2号について、提案趣旨を説明をいたします。

発議第2号、平成28年3月18日、対馬市議会議長、堀江政武様。提出者、対馬市議会議員、船越洋一、賛成者、対馬市議会議員、黒田昭雄、同じく春田新一。国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。それでは、意見書（案）を読み上げて、提案の趣旨説明にかえさせていただきます。

国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書（案）。

わが国の合計特殊出生率は、2005年に最低の1.26となり、2006年から若干回復して2013年には1.43となったが2014年には1.42に低下した。人口を維持するのに必要と言われている2.08への回復は、依然として困難な状況である。

2015年4月1日現在の子どもの数（15歳未満）は、前年に比べ16万人少ない1,617万人で、1982年から34年連続の減少となり、過去最低となっている。総人口に占める子どもの割合も、1975年から41年連続して低下し、2015年は12.7%と過去最低となった。この数値は人口4,000万以上の国の中で最も低いものである。

少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、子どもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念される。

こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となっており、本県をはじめとする全ての都道府県及び市町村において、乳幼児・児童医療費助成制度が実施されている。

しかしながら、市町村の制度内容の格差が年々拡大している状況である。

児童期までの年代は、病気にかかりやすく、また、アトピー性皮膚炎、小児喘息など長期の療養を要する病気も増加しており、病気の早期発見と早期治療、治療の継続を確保する上で、医療費助成制度は極めて重要な役割を担っている。さらに、厚生労働省が推進する「8020」運動の達成のためには、永久歯が完成する中学校時期までの口腔管理の充実を図るためにも同制度の果たす役割は大きくなっている。

このような地方公共団体の施策を一層充実させ、子どもを安心して産み、育てることのできる社会の実現を目指すには、地方制度の安定化が必要であり、そのためには国による支援が不可欠

である。

よって、政府におかれては、中学校卒業までを目指し、当面、就学前まで国の医療費無料制度を早期に創設されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日、長崎県対馬市議会。提出先、内閣総理大臣様、財務大臣様、厚生労働大臣様、総務大臣様。

以上、御賛同いただくようお願いを申し上げます。

次に、発議第3号について、提案趣旨を説明をいたします。

発議第3号、平成28年3月18日、対馬市議会議長、堀江政武様。提出者、対馬市議会議員、船越洋一、賛成者、対馬市議会議員、黒田昭雄、同じく春田新一。国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書。上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出をします。それでは、意見書（案）を読み上げて、提案の趣旨説明にかえさせていただきます。

国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書（案）。

今日の少子化の深刻な進行と不況下において、子育て中の若年世帯への直接的な経済援助、育児への心理的支援として、乳幼児医療費助成制度は全ての都道府県、全ての市町村において実施されている。その中で今、解決が求められているのは、医療費助成方法の現物給付方式への改善がある。

医療費助成相当額を償還払いとする方式においては、患者は窓口で一旦一部負担金を支払い、償還されるのは2カ月後になっている。一方、現物給付方式においては、窓口での支払いが不要となり、助成制度の主旨が生かせるところから、この方式を採用する自治体が増加している。

ところが、国民健康保険に対する国庫負担金の調整の規定により、乳幼児医療費助成制度等の各種の医療費助成制度に現物給付方式を採用する地方公共団体は、国保国庫負担金の減額を余儀なくされ、財政運営上の支障となっている。これはまた、政府が推進する少子化対策にも矛盾する措置である。

よって、政府におかれては、乳幼児・児童医療費助成制度に係る国保国庫負担金の調整（減額）廃止を求めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日、長崎県対馬市議会。提出先、内閣総理大臣様、財務大臣様、厚生労働大臣様、総務大臣様。

以上、御賛同いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（堀江 政武君） 昼食の時間となりましたが、続行したいと思います、よろしいでしょ

うか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、それでは続行したいと思います。

説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。2件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。2件は委員会への付託を省略することに決定しました。これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、発議第2号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め採決します。発議第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。発議第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め採決します。発議第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。発議第3号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要するものがある場合、その整理権を会議規則第43条の規定によって、議長に委任願います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

したがって、整理権は議長に委任することに決定しました。

○議長（堀江 政武君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

市長より挨拶の申し出がっておりますので、これを受けます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 第1回定例会の閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、3月3日から本日まで16日間にわたりまして、慎重に御審議いた

だき、提案申しあげました議案につきまして御決定賜りまして、厚く御礼申しあげます。本定例会で議決いただきました案件につきましては、適正な事務処理に努めまして速やかに対処するようにしたいと存じます。

また、今定例会における議員皆様から頂戴いたしました貴重な御意見につきましては、今後の市政に反映させるべく取り組まれるはずです。今後とも議員皆様の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告を3件申しあげます。1件目は国境離島新法の法案提出が来週予定されている件です。2件目は博物館の基本設計、実施設計業務委託を決定した件であります。3件目は公募しておりましたホテルを決定した件です。

まず、1件目の国境離島新法の法案提出についてでございますが、この国境離島新法に関しましては、早期制定に向け数年前より国への要望活動を県内の関係離島と足並みをそろえ、市議会の皆様とともに強力に進めてまいりました。このたび現在開会中の通常国会において、3月23日に衆議院へ、3月29日には参議院へそれぞれ法案が提出される予定であり、私たちが心待ちにしておりました法案成立がすぐそこに見えてまいりました。今後は、島民の皆様が定住し続けることが可能となる施策等を早急に整え、国の予算計上時期に乗りおくれることのないよう、準備万端の備えを職員に指示したところであります。

国境離島新法については、私が就任した直後の平成20年4月に開催されました国境離島活性化対策特別委員会の中で、対馬には現行の離島振興法とは別の新たな特別措置法を求めていくべきであるとの持論を述べさせていただきました。その後は担当部署とともに、単独自治体で法律をつくり出す作業に無謀ではというちまたの声をしり目に取りかかりました。

また、同一条件下の全国離島自治体にもお願いに出向いたり、国や県の離島振興協議会の国政要望項目に挙げてもらうため、奔走したりしたことを思い出されます。このたび代議士はじめ、市議会には強力な後押しを賜り、感謝を申し上げます。

次は、仮称でございますが、対馬博物館基本実施設計業務委託についてでございます。去る3月15日に総合評価落札方式に基づく同設計業務についての3共同企業体による技術提案のプレゼンテーション及び入札会を実施し、その後の審査会の審査を経た結果、本業務の理解度、実施体制及び4つの評価テーマについて数値化した評価値の最も高かった石本・トータルメディア共同企業体を落札者と決定しましたので、御報告いたします。ほかの企業体との評価の違いにつきましては、平面プランでの収蔵、修復室の動線や交流ラウンジ構成の工夫や既存館と新館のすみ分けが考慮され、展示に関しましては、宗家文書などの収蔵、活用として高さを利用した見せ方で「宗家の滝」と題して水の流れを宗家文書にかえるなどの工夫がなされ、また通史展示や民俗展示では、市民の方への参加の工夫がなされ、理解しやすい構成となっており、屋外展示や

対馬の位置を表現する水盤が計画されるなど独創性に富んだ提案が随所に見られ、周辺景観と調和がとれた計画であります。今後は、契約締結後、平成28年度末の設計業務完了に向け、同博物館が国際交流の拠点並びにまちづくりのシンボル施設となるよう対馬市、長崎県、設計業者の三者で協議調整を重ねてまいりたいと考えております。各共同企業体の技術提案は優劣つけがたいもので、外部委員の九州大学大学院の教授をはじめ、各審査員の御苦勞につきましては、この場をお借りしまして感謝と御礼を申し上げます。

次に、先日の一般質問の際に、市有地を対象に公募しておりました三宇田のホテル誘致の選定結果についてお尋ねがありましたが、結論を出しましたのでお時間を少々いただき、ホテル選定までの経過から報告をさせていただきたいと思っております。

まず、観光客の動向ですが、この四、五年、対馬には収容能力をはるかにしのぐ観光客が来島されています。しかし、入り込み客の約4割は日帰りを余儀なくされ、とんぼ返りの状態です。宿泊施設の不足は明白です。そのような状況で、韓国人観光客の今後の見通しについて正式な調査ではありませんが、韓国国内において聞き取りを行った方のお話によると、仮にここ数年の海外旅行になれ親しんだ好景気時代が終わり、景気が減速しても韓国の方々は親近感ある対馬に限っては今後もその数は増え続けるとの予想が出されています。

片や日本人観光客の現状はと言いますと、宿泊部屋数の不足と相まって相当数の韓国側旅行会社が事前に予約されることで、対馬に社用でもしくは観光目的で訪れる予定をされても、宿泊予約さえ取れないとの苦情が届き始めてから結構な年月が経ちました。時を同じくして、宿泊施設を島内に整えるべきとの御意見が議会内部からも、また一般質問などでも行政側にも届けられるようになりました。

そこで、北部振興の一環として三宇田用地案件について、このロケーションなどの優位性を増幅できる一定レベルのホテルを求めて公募をかけました。

しかし、一定レベルを満たす案件はございませんでした。特に、自然公園区域にある三宇田用地については、高さ制限などさまざまな規制が存在していましたが、市と県との長期間にわたる協議の結果、公園区域としての違和感がないものでかつ100人以上300人以内の宿泊者数との新たな基準が示されました。

そこで、新たな公募に取り組んだ次第です。年末からの公募の審査結果と審査内容を審査委員会事務局から報告を受け、まずは大変難しい事案を真剣な協議をいただいた外部審査委員の皆様へ御礼を申し上げます。

三宇田用地に応募提案があった4事業者のうち、AとBの2事業者が高得点で、C、Dの事業者とは100点満点の平均点で約30点の開きがございました。平均点で2点しか開きがなかったAとBを対象に論議がなされました。4事業所を総体的に並べて論議した際、A事業所を第

1位にした委員が10名中7名で、第1位A事業者で論議が進んでいました。論議が進んでいく中で、明確な高さ制限というものは撤廃されたものの、公園区域としての違和感のないものの部分をどのように考えるのかといった意見や設置する施設の優劣、事業の完成までを考えた際の信頼性などの論議が起り、異例のA、B2事業所を対象に委員で採決があり、得点結果とは逆のB社に6票、A社に4票との結果だったとの審査委員会の報告が私にありました。拮抗した案件ゆえに、二転三転されたのであろうと推察いたします。

この報告を受け、私は今回の公募に至った経緯から内容を改めて精査をしました。韓国人の日帰りの観光客を宿泊旅行者に転じ、増やすため客室が明らかに不足しているこの部分の解消と国境の島ゆえ、日韓観光客の適度のバランスをとるため、日本人観光客だけでなく外国人観光客も泊まれる上質な宿泊施設をロケーションの良い三宇田の地に設けたいとの考えで公募をしたはずです。今回の三宇田の事案は公園区域内ゆえに、今回の市の決定により事業プランの全てがそのとおりに進む事業でないことは皆様も御理解はいただいているところですが、ロケーションとのバランスについては、自然公園法に基づき県の自然保護審議会に提案されるまでには最終的な許可権者である県と事業者とで何度となく協議が重ねられ、変更が生じるものと理解をしております。

A、B両社の事業計画書や図面から事業の方向性を比較しますと、A社は、シングル主体でバスは湯船スタイルであり、233室、収容人数は300人のホテルを建築する計画です。B社は、ツインベッド主体でバスはシャワースタイルで事業経営の推移を見定めながら1期と2期に分け、合わせて124室、収容人数は248人を整える案でございました。

また誘客手法は、A社は、専らインターネット予約主体の経営戦略で、B社は、複数の韓国の旅行社とのタイアップ戦略で成り立っています。過去の実績は、A社は、日本でトップの部屋数約5万室を誇り、B社は、関連会社が韓国済州島で1店舗ホテル経営をなさっています。A社は、日本各地と韓国、東南アジアで、今後はヨーロッパ、アメリカで事業展開され、250店舗以上経営されている企業です。B社は、マンションの建設販売が主業でしっかりとした業績だと理解をしております。A社の内容には、対州馬を分散飼育する計画が盛り込まれ、対馬の資源を観光客に知ってもらう仕掛けが予定されておりました。B社には、チャペルなどが予定され、ロケーションをふんだんに生かした案だと感じました。

また雇用は、A、Bともに新規、申しわけございません。正規、非正規合わせて四十数名を予定されています。どちらも甲乙つけがたい案ではありますが、市民の皆様の財産である公有地を貸し出す際の基本的条件も考えました。市民にとって大切な判断基準は、長期間にわたって一定の人員で安定的雇用が保てるか、また関連産業などへの経済波及効果が見込めるかが重要な判断基準となります。それらと対馬の資源との関連性や長期戦略性や経営の安定性、ブランド力などの

宣伝効果からA社を選択すべきと決定しました。A社は、株式会社東横インです。東横インさんにおかれては、御提案の事業計画の本質を大きくはゆがめることなく、県との協議に速やかに入られるようお願いします。

報告は、以上でございます。

さて、今回の議会は私にとって最後の議会であります。合併後の市内全域に蔓延していた利己主義や地域主義を払拭して、新たな対馬の構築を心に常に持ち、市政運営に2期8年、全身全霊を傾注してきたつもりでしたが、自らが掲げたこれら高邁な理念に基づく政策の実現がかなわず、改めてみずからの明らかな力不足を感じ、この職から離れることとなりました。実現できたことでは、病院の統合という時代の大きなうねりの中、対馬全体を俯瞰して建設場所を決定させていただきました。今もって、この決定には島内に賛否があることは十分に理解していますが、いつの日かこの判断にも市民の皆様から御理解いただける日が来るものと確信しています。

ところで、いづらはら病院跡に予定しています診療所につきましては、6月開院に向け進んでおります。

また、先ほど報告させていただきました博物館については、自分の郷土を誇りに思える学習と触れ合える場、さらに発信の場として本格的な文化施設が中心市街地に必要だと20年以上前から有識者から提案があっていましたが、このたびその道筋がつけられたことは、新たな対馬の構築の第一歩になるものと考えています。道筋と言えば、道路は60年来待ち望まれていた佐須坂トンネルがこの任期の間に着手でき開通したこと、また舟志・琴間の堂坂線に着手でき、また安神・浅藻間の市道にも着手できました。

しかし、20年11月、九州郵船が運航から撤退した比田勝・博多間のジェットフォイルの問題については、以後、博多・釜山間の国際航路専用船を比田勝港に寄港してもらい、国内客を同乗させるという混乗問題に取り組んできましたが、国の関係機関の壁が厚くこの任期中に再開はかないませんでした。国会議員のお力添えだけではなく、大学研究者やマスコミ関係者などのお力もお借りし、さまざまな角度から挑戦し続け、今般の通常国会での石井国交大臣の国会答弁に至りました。

また、島内の公共交通問題は、少子高齢化社会到来とともに、ゆゆしき問題になるとの思いで運賃収入を増やしつつ、市民の利便を高める交通政策を展開してまいりました。

さまざまな分野で拙い私は職員に、また県職員にしっかりとバックアップしてもらったおかげで自分なりにさまざまなことに取り組むことができました。この場を借りて全ての職員に感謝を伝えたいと思います。

そのような中、昨年4月から5月にかけて、私に対するリコール運動が起きました。同時期に、島内には私に対する品格のない流言飛語が飛び交い、全く事実無根の風評が流布され吹き荒

れました。公人ゆえ、いたし方ないとも考えましたが、余りにも私や家族の人格の全否定にもつながりかねない問題でありました。これら民主主義の権利の乱用は民主主義の劣化を招くおそれがあり、対馬の将来を危うくするものと今後がとても心配でなりません。どうか市民の皆様、常にしっかりと将来を見据えながら、その時々判断をして行かれるようお願いをし、この8年間の御礼にかえさせていただきます。長きにわたり、温かい御支援をいただきありがとうございました。

最後になりますが、議員皆様の御健勝とますますの御活躍を祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（堀江 政武君） ここで、今定例会をもって退任をされます市長へ、議員互助会から花束贈呈を行います。市長は中央正面へお進みください。議員互助会幹事長、春田議員お願いします。

（拍手）

閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

平成28年の第1回定例会は議案全般にわたり熱心に御審議をいただきまして、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下、市幹部の方々の御協力に対し、心から御礼を申し上げます。

また、審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営に生かされることを期待します。

また、財部市長におかれましては、本定例会が任期最後の会議となりました。2期8年間、対馬市の発展と市民の方々の福祉の向上に向けて一生懸命頑張ってくださいました。大変御苦労も多かったことと思います。

また、市議会からも多くの厳しい意見や提言をさせていただきましたが、これも全て現行地方自治制度の根幹となる二元代表制のもと、市民の民生安定と日々の暮らしの向上を願ってのことでありましたので、その点は御理解を賜りたいと思います。

また、市長を退任されましても、まだまだこれから新たな活躍の場がお有りかと思えます。お体に十分留意をされまして、なお一層の御活躍を御祈念申し上げ、贈る言葉といたします。

最後に、皆様方の御健勝と御多幸を祈念し、閉会の挨拶といたします。

会議を閉じます。これもちまして、平成28年第1回対馬市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後0時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 堀江 政武

署名議員 作元 義文

署名議員 春田 新一